

岡崎市地域おこし協力隊設置要綱

(設置)

第1条 人口減少や高齢化が進む岡崎市額田地域（以下「額田地域」という。）において、地域外の人材を誘致し、その定住・定着の促進及び地域の活性化を図るため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知）に基づき、岡崎市地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）を設置する。

(協力隊)

第2条 協力隊は、次の各号に掲げる者のことをいう。

(1) 地域おこし協力隊の隊員（以下「本隊員」という。）

本隊員は、おおむね1年以上3年以下の期間、市の委嘱を受け、地域で生活し、農林業の応援、水源保全・監視活動、住民の生活支援などの各種の地域協力活動に従事する者をいう。

(2) おためし地域おこし協力隊の隊員（以下「おためし隊員」という。）

おためし隊員は、本隊員として活動に従事する前に、一定の期間、地域協力活動を体験し、受入地域とのマッチングを図る取組に参加する者をいう。

(3) 地域おこし協力隊インターン（以下「インターン」という。）

インターンは、2週間以上3か月以下の期間、活動に従事することを通じ、本隊員への応募などにつなげる取組に参加する者をいう。

(活動地域)

第3条 額田地域とする。ただし、額田地域の地域活性化に資すると認められるときは、地域外で活動することができるものとする。

(活動内容)

第4条 協力隊は、地域住民とコミュニケーションを図りながら、次に掲げる地域力の向上に資する活動又は支援を行う。

(1) 産業振興に関する活動

(2) 地域の情報発信に関する活動

(3) 地域行事等コミュニティ活動に関する支援

(4) 移住、定住の促進に関する活動

(5) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める活動

(応募要件)

第5条 協力隊に応募できる者は、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 3大都市圏をはじめとする都市地域等に住民票を有する者。
- (2) 任用後に、額田地域に住民票を移すことのできる者。ただし、おためし隊員及びインターンについては住民票の異動を要しない。
- (3) 心身ともに健康で、活動に熱意を持って取り組むことができると認められる者
- (4) 法令等を遵守し、公序良俗に反しない行動ができると認められる者

(応募)

第6条 本隊員に応募する者は、岡崎市地域おこし協力隊申込書（様式第1-1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 おためし隊員及びインターンに応募する者は、岡崎市地域おこし協力隊申込書（様式第1-2号）を市長に提出しなければならない。

(委嘱)

第7条 本隊員及びインターンについては、第5条に規定する要件を全て満たす者の中から、市長が委嘱する。なお、本隊員及びインターンは、市長からの委嘱に基づき、事業の趣旨に賛同する個人として地域活動に取組み、その対価として報償費の支払いを受けるものとし、雇用契約は存在しないものとする。

(委嘱期間)

第8条 本隊員の委嘱期間は1年以内とし、双方協議の上、当初委嘱の日から最長3年まで更新することができるものとする。

- 2 インターンの委嘱期間は2週間以上3か月以下の期間とし、更新はしないものとする。

(活動時間及び活動日数)

第9条 協力隊の活動時間等は、別表1に規定するとおりとする。

(報償)

第10条 本隊員の報償は、月額200,000円とする。

- 2 インターンの報償は、日額10,000円とする。

- 3 第1項及び第2項の規定に関わらず、本隊員の1月当たりの活動時間が140時間に満たない場合又はインターンの1日当たりの活動時間が7時間に満たない場合は、1時間当たり1,428円の単価に基づき算出した額を支払うものとする（1時間未満切り捨て）。ただし、忌引その他やむを得ない事情がある場合において、市長が特に必要と認める場合には、この限りではない。

- 4 報償の支給日は、毎月21日とする。ただし、その日が、国民の祝日に関する法律

(昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日又は日曜日若しくは土曜日 (以下「休日等」という。) に当たるときは、支給日前において最も近い休日等でない日を支給日とする。

- 5 本隊員が月の途中で委嘱され、又は解嘱された場合におけるその月の報償の額は、本隊員の報償の月額に当該月に現に勤務した日数を乗じ、その額を当該月の勤務すべき全日数で除して得た額 (円未満切り捨て) とする。

(活動に関する経費)

第 11 条 市長は、第 4 条に規定する活動又は支援に必要な経費を予算の範囲内で支出するものとする。

(解嘱)

第 12 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、委嘱を取り消すことができる。

- (1) 本人から本隊員またはインターンを辞退したい旨の申出があり、やむを得ないと認める場合
- (2) 傷病、事故等により、活動の継続ができなくなった場合
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が隊員等として適当でないと認める場合

(退任)

第 13 条 協力隊は、自己都合により退任しようとする場合には、予め (原則、退任予定日の 1 カ月前まで) 市長へ退任願 (様式第 2 号) を提出しなければならない。

(活動の報告)

第 14 条 協力隊は活動状況について、次に掲げる書類を作成し、活動月の翌月 5 日までに市長に報告しなければならない。ただし、5 日が休日等の場合は市役所の翌営業日とする。

- (1) 岡崎市地域おこし協力隊活動報告書 (様式第 3 号)
 - (2) 岡崎市地域おこし協力隊地域外活動報告書 (様式第 4 号)
 - (3) 岡崎市地域おこし協力隊活動経費報告書 (様式第 5 号)
 - (4) 領収書、契約書等の写し
 - (5) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 起業や事業承継に関する活動について、経費の補助を受けようとする協力隊は、前項に掲げる活動状況の報告の際に、岡崎市地域おこし協力隊起業・事業承継活動報告書 (様式第 6 号) を添えて報告しなければならない。

(秘密保持)

第 15 条 協力隊は、活動を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。任用期間が終了した後も同様とする。

(市の支援)

第 16 条 市は、協力隊の活動が円滑に実施できるように、次に掲げることを行うものとする。

- (1) 協力隊の活動に関する総合調整
- (2) 協力隊の活動に関する住民への周知に関すること
- (3) 協力隊の活動に必要な経費を予算の範囲内で負担すること
- (4) 前各号に定めるもののほか、協力隊の円滑な活動に必要な支援

(その他)

第 17 条 この要綱が定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 9 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 活動時間及び活動日数（第 9 条関係）

	活動時間	活動日数
本隊員	7 時間／日	2 0 日／月
おためし隊員	7 時間／日	2 泊 3 日以上 12 泊 13 日以下
インターン	7 時間／日	2 週間以上 3 カ月以下